

2 計画の基本方針

(1) 計画の基本理念

本市では、障害福祉サービスの見込み量や確保策等を定める「障がい福祉計画」と、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める総合的な計画としての「障がい者プラン」を策定しています。両計画は、誰もが自分の能力を生かして平等に社会参加できる環境づくりを目的として「自立と共生の地域づくり」という共通する基本理念を掲げています。

そのため、「熊本市障がい福祉計画（第2期計画）」においてもこの基本理念を踏襲し、障がい者福祉施策の推進を図っていきます。

熊本市障がい者プランの基本理念

～自立と共生の地域づくり～

障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指して、誰もが自分の能力を生かして平等に社会参加できる環境づくりを推進します。

(2) 計画策定の基本方針

国の基本方針を踏襲しつつ、障がい者の自立と共生の地域づくりを基本とする熊本市障がい者プランの理念を踏まえ計画の策定を行います。なお、この基本方針は県障がい福祉計画との整合性も考慮しました。

【①サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方】

- A：市内どこでも必要な訪問系サービスを保証
- B：希望する障がい者等に日中活動系サービスを保証
- C：グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- D：福祉施設から一般就労への移行等を推進

【②相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方】

- A：相談支援が実施できる体制の整備
- B：地域自立支援協議会等のネットワークの構築

（３）第１期計画の基本的認識と第２期計画における見直し内容

平成 18 年度に各自治体が策定した第 1 期計画後、国は計画策定段階における事務的な目標値の設定方法や新体系サービスに対する方針等から課題等を整理し、第 2 期計画における変更点を示しています。（具体的な変更内容は下記のとおり。）

本市においては、これらの変更内容を十分に考慮し、本計画を策定します。

1. 障がい保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定

- 障がい保健福祉圏域単位において平成 23 年度に必要となるサービスの見通しを明らかにし、当該サービスに必要となる計画を策定する。

2. 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定

- 県の事業である「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」の取組みを障がい福祉計画上に位置づけ、精神障がい者の地域生活への移行を促進する。

3. 相談支援体制の充実・強化

- 相談支援体制の充実・強化を図るため、地域自立支援協議会の機能や在り方について障がい福祉計画において明確にする。

4. 一般就労への移行支援の強化

- 障がい者の一般就労への移行を一層促進するため、障がい者の一般就労や雇用支援に関する理解の促進を図る。

5. 虐待防止に対する取組みの強化

- 虐待防止に対する取組みを一層強化する。